

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

Q&A

<市民向け>

枚方市

Q1. 今回の給付金の内容を教えてください。

A：新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯（以下「その他世帯」という。）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

Q2. ひとり親世帯以外であれば誰でも受給できますか。

A：以下に該当する方のみ受給できます。

- ① 令和3年4月分の児童手当を受給し、かつ令和3年度住民税（均等割）が非課税（以下「非課税」という。）の方
- ② 令和3年4月分の特別児童扶養手当を受給し、かつ非課税の方
- ③ 令和3年5月分～令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当を新たに受給することとなった方のうち、非課税の方
- ④ 上記①～③に該当しないが、15歳年度末経過後で18歳年度末までの児童（いわゆる高校生）を養育する方で、かつ非課税の方
- ⑤ 18歳年度末までの児童を養育しているが、令和3年度の税申告をしていない（以下「未申告」という。）方で、税申告を行えば非課税となる方
- ⑥ 上記①～⑤には該当しないが、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が非課税世帯と同水準になっている方（以下「家計急変者」という。）

①～⑥とも、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童が政令で規定する障がいのある状態にある場合は20歳未満）の児童を監護・養育する方が対象です。

Q3. 申請は必要ですか。

A：上記Q2の①～③に該当する方は申請不要です。Q2の④～⑥に該当する方は申請が必要です。

④～⑥に該当される方は枚方市役所 別館3階 子育て世帯生活支援特別給付金申請窓口へ申請してください。

Q4. 児童手当も特別児童扶養手当も受給している場合、給付金は倍額支給されますか。

A：重複支給はできません。原則として児童手当受給者の口座に支給します。

Q5. 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給しましたが、非課税世帯です。今回の給付金も対象となりますか。

A：ひとり親世帯分として受給された児童については重複支給できません。ただし、令和3年5月以降に出生等で新たに対象となった児童については、ひとり親世帯分として

の支給はできませんが今回の給付金の支給対象となります。

Q6. 非課税と未申告の違いが分かりません。自身がどちらに該当するか不明です。

A：非課税者とは、税の申告を行った（勤務先での年末調整や確定申告など）上で非課税と判定された方です。

未申告者とは、そもそも税の申告を行っていない方です。未申告者には、申告すれば課税となる方も含まれます。

ご自身が非課税者、未申告者、課税者のいずれに該当するか不明な場合は、令和3年1月1日に住民票を置いていた市区町村または住民税が課税されている市区町村へお問い合わせください*。

※枚方市の場合は枚方市役所 本館2階 市民税課が担当部署ですが、電話やメールでの回答はできません。本人確認書類をご持参のうえ、窓口にてご確認ください。

Q7. 令和3年4月分の児童手当は元夫が受給し、また当時は婚姻中だったためひとり親世帯分として給付金も対象外でした。現在は離婚し、非課税です。今回の給付金は支給されますか。

A：元夫の課税状況により異なります。以下の例を参考としてください。

①元夫が非課税者の場合

令和3年4月分の児童手当受給者（元夫）が非課税のため、その他世帯分の給付金は元夫に支給します。

もし離婚後に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変している場合は、ひとり親世帯分の「家計急変者」として申請すればひとり親世帯分の給付金を受給できる可能性があります。

②元夫が課税者または未申告者の場合

元夫には今回の給付金は支給されませんので、現在の受給者（質問者）に支給します。質問者は非課税なので申請は不要ですが、もし非課税でない場合でも、離婚後に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変している場合は、ひとり親世帯分の「家計急変者」として申請すればひとり親世帯分の給付金を受給できる可能性があります。（もし質問者が未申告者であれば、申請が必要です。）

Q8. 我が家は非課税で、小学生1人、中学生1人、高校生1人、大学生1人の4人の子どもがいます。児童手当は下の2人分のみを受給していますが、給付金も同じですか。

A：児童手当を受給している非課税世帯については、高校生までが自動的に給付金の対象となります。よって、今回の給付金は下の3人の児童が支給対象です。

なお、大学生の方が20歳未満で特別児童扶養手当の支給対象児童であれば、当該児

童も給付金の支給対象となります。

Q9. 我が家は非課税で、高校生の子どもが2人います。そのうち1人は特別児童扶養手当の対象児童ですが、もう1人には障害がなく児童手当も特別児童扶養手当も対象ではありません。給付金は2人分支給されますか。

A：特別児童扶養手当の支給対象児童については申請不要で給付金を支給します。ただし、もう1人の児童についてはQ2の④に該当することとなり、申請をしなければ支給はできません。

Q10. 令和3年5月に枚方市に転入してきました。児童手当を受給しており非課税ですが、給付金はどうなりますか。

A：非課税世帯については、令和3年4月分の児童手当を支給した自治体より給付金を支給します。つまり、枚方市ではなく令和3年4月分の児童手当を支給した市区町村から支給されます。

非課税ではなく課税者の場合は、前市で家計急変者として申請されていない場合は枚方市で申請してください。その場合は枚方市で認定し、枚方市より支給します。

未申告者の場合は、自治体によって取扱いが異なります。令和3年4月分の児童手当を支給した市区町村から本給付金が支給されている可能性があります。

給付金の支給がされたかどうか不明な場合は、令和3年4月分の児童手当を支給した市区町村にお問い合わせください。

※枚方市から支給後、前市で支給済であったことが判明した場合には返還頂くこととなりますので、ご了承ください。

Q11. 支給額はいくらですか。また、支給日はいつですか。

A：児童1人あたり一律5万円です。

支給日は、Q2の①または②に該当する方は原則として7月末頃を目途に支給します。Q2の③に該当する方は、原則として児童手当または特別児童扶養手当の認定月の翌月に支給します。Q2の④～⑥に該当する方は、審査が完了し認定された翌月に支給します。どの方についても、認定に係る事務手続きや不備書類の有無等で支給日がずれる可能性があります。また、①～③に該当する方へは支給のお知らせ通知、④～⑥に該当する方は支払決定通知（もしくは却下通知）を行います。振込後の通知は行いませんので通帳記帳等でご確認ください。

Q12. 家計急変者における所得制限はどれくらいですか。

A：「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な所得見込額の申立書」により計算し、非課税世帯と同水準となる基準内に収まれば該当します。

Q13. 「新型コロナウイルスの影響」とはどのようなものを指しますか。

A：新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、学校等の休業により休職や退職を余儀なくされた場合、勤務時間の短縮により家計への影響があった場合などが該当します。自己都合のみを理由とした退職であれば該当しませんが、自己都合による退職後に新型コロナウイルス感染症の影響により再就職が難しくなり、当該影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合には対象となります。ご自身が対象となるかどうか分からない場合は、まずは枚方市役所 子育て世帯生活支援特別給付金申請窓口へご相談ください。

Q14. 家計急変はどのように判定されますか。

A：まず、「家計の急変」とは新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を指します。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことを自己申告してください。影響度合いで可否判定するものではなく（例：5万円減額したから該当など）、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響がなければ本来得られていたはずの収入が得られなかった場合は対象となります。

証明書類として、令和3年1月以降の任意の1か月の給与明細等を提出してください。再就職ができないなどの理由により給与明細等を提出できない場合は、その旨を記載した申立書の提出が必要です。

Q15. 外国人でも給付金は支給されますか。

A：外国の方であっても、給付金の支給要件に該当する場合は支給されます。

Q16. 生活保護を受けていますが、給付金は支給されますか。

A：生活保護の被保護者であっても給付金は支給されます。なお、本給付金は生活保護における収入認定にはなりません。

Q17. 夫が令和3年2月より海外にいるため、令和3年4月分の児童手当の受給者は妻です。私(妻)は非課税ですが、夫は課税者です。給付金はどうなりますか。

A：令和3年4月分の児童手当を受給された方が非課税であれば、今回の給付金の支給対象となります（Q2の①に該当）。

ただし、今後、例えば夫が令和3年9月に帰国し受給者切り替えを行った後、令和4年2月末までに新たに児童が出生した場合は、受給者である夫が課税者であるため新たに生まれた当該児童は給付金の支給対象とはなりません。

Q18. 現在、同居の実父（扶養義務者）の所得が制限を超過しており児童扶養手当が支給停止となっているためひとり親世帯分の給付金は支給対象外でした。私自身は非課税で児童手当も受給していますが、今回の給付金は支給されますか。

A：今回の給付金では、児童扶養手当と異なり扶養義務者の所得は関係ありません。よって、児童手当を受給している質問者が非課税であれば、Q2の①に該当することとなり給付金は申請不要で支給されます。

Q19. 所得の修正申告を行ったことで非課税となりました。給付金は支給されますか。

A：令和3年1月1日に枚方市に住民票があった方（枚方市以外で課税されている方を除く）については、修正された所得（非課税となった所得）を令和4年2月28日までに子育て世帯生活支援特別給付金担当で確認できた場合※は、申請不要で給付金を支給します。

令和3年1月1日は枚方市以外に住民票があった方（枚方市以外で課税されている方）は子育て世帯生活支援特別給付金担当で所得更正の確認が取れませんので、必ずご自身で給付金窓口で申立てをしてください。令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を枚方市以外で受給された場合は、当該市区町村窓口で申告してください。

なお、逆に非課税者や未申告者が修正申告や税の申告を行ったことにより課税者となった場合は、給付金を支給した後であっても返還して頂くこととなりますのでご了承ください。

※ 税務署での申告をされてから給付金担当で確認できるまで数カ月かかる場合があります。令和3年10月以降に修正申告を行った方は、給付金窓口においても申立てをしてください。

Q20. 令和3年5月にDVで夫から逃げてきました。令和3年4月の給付金は夫が受給しています。私（妻）は非課税なので、給付金を私に支給してもらえませんか。

A：Q6も参考のうえ、もし夫に給付金が支給されていても質問者に支給することが可能な場合があります（離婚が成立している場合やDV保護命令が出ている場合など）。状況によって個別の判断が必要となりますので、まずはご相談ください。